

令和 7 年 7 月 守口市教育委員会定例会

○日 時 令和 7 年 7 月 2 8 日 (月)

午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 1 9 分

○場 所 守口市役所 6 階 教育委員会会議室

○出席者

教 育 長 田 中 実

教育委員

教育長職務代理者 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

委 員 中 野 澄

事務局等

教育監 原田 英和 教育部次長 瀬尾 邦雄

教育総務課長 水野 敦夫 学校教育課長 中西 崇介

教育センター長 間宮 大輔 学校教育課参事 森尾 輝義

教育総務課長代理 巽 陽子 学校教育課長代理 山口 喜孝

学校教育課主幹 平山 いづみ 学校教育課主任 山中 圭輔

保健給食課主任 浦畑 怜子

○付議事件

議案第 2 4 号 令和 8 年度使用小学校教科用図書の採択について

議案第 2 5 号 令和 8 年度使用中学校教科用図書の採択について

議案第 2 6 号 令和 8 年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について

議案第 2 7 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査及び小学生すくすくウォッチの結果の取扱い（案）について

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 協議事項 1 | 令和 6 年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について |
| 報告事項 1 | 中学校等給食について |
| 報告事項 2 | 田中実教育長に対する辞職勧告決議案について |
| 報告事項 3 | 情報公開請求に係る行政処分に関し法令遵守と是正を求める決議案について |

開会 午後 3 時 3 0 分

○田中教育長 ただいまから教育委員会の定例会を開会いたします。

本日、中野委員は、守口市教育委員会会議規則第 4 条第 3 項に基づき、ウェブ会議システムの利用の申出があったため、許可いたします。

日程第 1 「会期について」 お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、ただいまから 5 時半までの 2 時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中教育長 異議なしと認め、会議時間は午後 5 時半までの 2 時間といたします。

次の日程に入ります前に、お諮りいたします。

本日の定例会において傍聴の申請があり、許可しようと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○田中教育長 異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

傍聴人を入場させてください。暫時休憩します。

午後 3 時 3 1 分 休憩

午後 3 時 3 1 分 再開

○田中教育長 休憩を閉じ、委員会を再開します。

傍聴人に対しての諸注意を事務局からお願いいたします。

○事務局 傍聴人におかれましては、既にお渡ししております、守口市教育委員会傍聴規則を熟読の上、遵守していただきますようお願いいたします。以上です。

○田中教育長 次に、日程第 2 「会議録署名委員の指名について」です。

本日の署名委員は田中委員を御指名申し上げます。よろしくをお願いいたします。

日程第 3 「前回会議録の承認について」 お諮りいたします。既に委員の皆様には 4 月 2 1 日に開催されました教育委員会 4 月定例会会議録（案）及び 5 月 3 0 日に開催

されました教育委員会５月定例会会議録（案）を配布いたしております。原案のとおり承認及びホームページに掲載することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　異議なしと認め、教育委員会４月定例会会議録（案）及び５月定例会会議録（案）については承認することといたします。

次に、日程第４、議案第２４号「令和８年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○中西学校教育課長　それでは、恐れ入りますが、議案書１ページから１３ページを御参照願います。教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条並びに同法施行令第１５条第１項の規定により、４年間は毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用している教科用図書は、令和５年度教科書選定委員会規則に基づき採択し、令和６年度より使用しているものとなっております。したがって、令和８年度に使用する教科用図書については、議案書の２ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中教育長　説明が終わりました。ただいまの内容について御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。御意見・御質問がないようですので採決いたしたいと思えます。

議案第２４号につきましては、原案どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　異議なしと認め、議案第２４号につきましては、原案どおり決定い

たしました。

次に、日程第５、議案第２５号「令和８年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 恐れ入りますが、議案書１４ページから２６ページを御参照願います。

先ほどの小学校等と同様、教科用図書につきましては、４年間毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

本市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用している教科用図書は、令和６年度教科書選定委員会規則に基づき採択し、令和７年度より使用しております。したがって、令和８年度に使用する教科用図書については、１５ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中教育長 説明が終わりました。中学校の教科書についてですが、御意見・御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御意見・御質問がないようですので採決いたしたいと思います。

議案第２５号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長 異議なしと認め、議案第２５号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第６、議案第２６号「令和８年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは恐れ入りますが、議案書２７から３９ページを御参

照ください。

令和８年度支援学級に在籍予定の児童生徒につきまして、学校が障がいの状況と保護者の要望を聴取した結果、参考資料に示しております１４名の児童生徒について、文部科学省著作教科用図書並びに一般図書の使用について要望がありました。

教育委員会としましても当該児童生徒に対する教育目標を達成する上で、文部科学省著作教科用図書並びに一般図書を使用することがより適切であると考えておりますことから、学校教育法第３４条並びに学校教育法附則第９条に基づき、参考資料に示しております種目における文部科学省著作教科用図書並びに一般図書を提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○田中教育長　説明が終わりました。ただいまのは支援学級の関係でございますが、御意見・御質問等はありませんでしょうか。

○古川委員　今御説明いただいた保護者の意向というのは、毎年度確認されるような内容になっているのでしょうか。

○平山学校教育課主幹　委員のおっしゃるとおりでございます。

○田中教育長　他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

ほかに御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第26号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　異議なしと認め、議案第２６号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第７、議案第２７号「令和７年度全国学力・学習状況調査及び小学生すくすくウォッチの結果の取扱い（案）について」を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○中西学校教育課長 それでは、恐れ入りますが議案書の４０ページから４２ページを御参照ください。

今年度は、両調査ともに４月１７日に全校参加により実施いたしました。全国学力・学習状況調査の結果は各学校へ７月１４日に、すくすくウォッチについては７月１０日に提供されました。

内容に入ります前に、１点御説明いたします。同調査の実施要綱に「市町村教育委員会において、それぞれの判断で実施要綱に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能である」ということや、「市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。」などの配慮事項が示されております。そのことを踏まえ、内容を御説明いたします。

最初に基本的な考え方を示した上で、調査結果の取扱いは、次のとおりといたします。

１．教育委員会の調査結果の公表については、市、府、全国の教科に関する調査及び質問調査の結果概要を広報誌やホームページを通じて公表する方法を考えております。

次に、２．各学校の調査結果の公表については、時期を例年どおり１０月中といたします。内容については次の６点を含めて公表することといたします。①調査目的、②調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であること、③教科に関する調査の平均正答率または平均正答数、④質問調査において成果や課題が見られる回答状況、⑤分析結果、⑥分析結果を踏まえた今後の改善方策。結果の公表方法につきましては、学校が家庭・地域に対し結果を示すことで、学校・家庭・地域がより一層連携し取組を推進できるよう、各校の学校だより等による公表を考えております。以上でございます。

なお、すすくウォッチについての調査結果の取扱いについても、同様です。保護者・地域への説明責任を果たす意味から、調査の結果の取扱いについては、これまで同様に慎重に判断していきたいと考えております。

今後については、本日御決定いただいた内容を基に、8月の教育委員会定例会で市全体の結果概要案を協議いただき、その後校長会等からの意見を踏まえながら、9月の教育委員会定例会で結果概要を決定の上、公表に向け進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○田中教育長 説明が終わりました。ただいまの説明内容について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

私から2点よろしいでしょうか。1つは41ページのところに網かけがあります。この意味は何でしょうか。

それから調査結果の公表時期というのは、実施方法が何か少し変わったような気がして、早く結果が分かるというようなことをちらっと聞いていたのですが、実施時期についての変動はあるのでしょうか。

○山中学校教育課主任 まず、41ページ、④児童生徒質問調査32番に関しましては、大きな進捗状況等の確認項目としておりますので、ここの32番に関しましては必ず公表していただくというふうに考えております。

○田中教育長 ということを気づかされるための網かけですか。

○山中学校教育課主任 はい、そのとおりでございます。

続けて結果の公表のスケジュールに関してですが、本年度は7月中に児童生徒への公表・返却を行っております。趣旨としましては、調査の実施から返却までのスケジュールを早める、児童生徒の個々人に結果の返却を早めるということが大きな目的でございます。分析結果等に関しましては、10月等を考えております。

以上です。

○中西学校教育課長　　補足ですが、7月14日、夏休みの前の段階で返却をしたことで、夏休み中に教職員、それから児童生徒、保護者も自身の結果を見ながら分析をしていくという、その分析の時間をじっくりと取るというところで返却時期が早まっておりますので、その時期をしっかりと取った上で、昨年度と変わらない時期には公表をするというようなところで、振り返りであるとか分析の時間を長く取れるという利点というふうに考えておりますので、実施時期としては変わらずと考えております。

○田中教育長　　子どもたちに返したスケジュールは去年と変わっているということですか。

○中西学校教育課長　　去年は2学期始まってから返却をしておりますので、今年度は早まっております。

○田中教育長　　今のような意図があって早めたということなんですね。

○山中学校教育課主任　　全国的に早まってはいるものの、必ず1学期中に全国的に返却しなければならないということではございません。守口市教育委員会としまして、1学期中の返却を行うことで先ほどのような利点があると考えております。以上です。

○田中教育長　　ありがとうございました。

ほかに御意見・御質問等がございましたら。

○中野委員　　分析を丁寧にしていただくというのはとても重要だと思うんですけど、実際に教育委員会で分析するというのをもう少し具体的に、どんな形でどなたがされていると理解したらよろしいでしょうか。

○山中学校教育課主任　　分析は私が行っております。方向性としては、まずは経年変化を捉えております。昨年度とどのような変化があるのかということが1つ。もう一つは学校と個別に見ていきまして、伸びの大きい学校を確認しております。その学校がどのような取組の下、数値ポイントを上げることができているのか等の分析を行いたいと考えております。

それは数値のみならず、児童生徒のアンケート調査と兼ね合わせながら、また私ど

もが学校を訪問させていただいたときの取組を聞き取りながら、その関係性等を分析しております。以上です。

○田中委員　先ほどの中野委員の質問に関連してもう少しだけ教えていただきたいんですが、分析を個人でされて、課内でもう一度その分析結果を必ずみんなで見られるということでしょうか。念のため確認をさせてください。

○山中学校教育課主任　そのとおりでございます。今おっしゃっていただいたとおりの方向性で進めさせていただきます。まず私のほうで分析を行いまして、課内でこのような分析を行った結果であるということを共有し、8月の教育委員会定例会のほうに上げさせていただこうと考えております。

○古川委員　今、伸びの大きい学校の取組を紹介いただくのも大事なかなと思っておりますが、なかなか伸びない伸びにくい学校への支援なども検討いただきたいと思います。

○山中学校教育課主任　そのような方向性でも進めさせていただきます。ありがとうございます。

○田中教育長　他に御意見・御質問よろしいでしょうか。幾つか御意見もありましたので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、採決いたしたいと思います。

議案第27号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第27号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、協議事項に移ります。

協議事項1「令和6年度対象　教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」の説明をお願いします。

○水野教育総務課長　「令和6年度対象　教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」、御説明いたします。分量が多いため、議案書とは別のファイルで

配布しておりますので、PDFのタブを切り替えて御参照ください。

教育委員会には、法律により毎年の事務の点検及び評価と、結果報告書の作成及び公表が義務づけられております。今般、令和6年度事務を対象とした報告書の素案を作成いたしましたので、皆様に内容について御協議いただくものです。

素案の作成に当たって、事務局で点検評価検討委員会を開催し、令和6年度の「めざす守口の教育」に掲げた「取組み」の項目をベースとして評価項目を作成することを決定いたしました。また、報告書の様式につきましては、「令和6～7年度めざす守口の教育」の様式変更に伴い、本報告書の様式も見直すことといたしました。

その後、各課で所管部分を作成したものを、事務局で取りまとめ、素案としております。

それではPDFの下、中ほどにページ数がついております。そちらを基に説明をさせていただきます。

1ページから3ページには、点検・評価の趣旨や、対象と評価方法、学識経験者の紹介、委員会の組織及び構成などを記載しております。

4ページから6ページこちらにつきましては、教育委員会会議の開催状況及び審議案件として、会議の開催状況と審議案件を記載しております。

7ページは、教育費の決算を年度別に記載しております。

8ページに移りまして、点検評価に関する評価基準を記載しております。

先ほど説明させていただきましたとおり、令和6から7年度の「めざす守口の教育」で取組の目標をそれぞれ設定しております。その目標値に対しまして、令和6年度の実績が目標値を大きく上回る場合は◎、そして目標値に到達している場合は○、目標値に未達成ですが令和5年度と比較しまして、プラス・マイナス5%程度であれば△、令和6年度の実績が目標値を下回りかつ令和5年度の実績値未満となっているものについては×としております。その達成状況に関する補足につきましても、記載を示させていただきます。

9 ページからは、個別項目として、「めざす守口の教育」に掲げている 5 つの基本方針に沿って個別の重点項目を記載し、取組ごとに評価を行っております。例えば 10 ページから 11 ページを御覧いただきますと、基本方針 1 の重点項目 1 「健康・体力づくりの充実」の項目があり、取組ごとに「令和 6 ～ 7 年度めざす守口の教育」で設定した目標、令和 6 年度末時点の数値、自己評価、改善点を記載しております。

令和 5 年度の対象点検評価では、重点項目ごとに取組の状況を総合的に評価する形式で行ってまいりました。今回の令和 6 年度の評価につきましては、評価の方法を見直し、より具体的かつ実態に即した評価が可能となるよう改善を図らせていただきました。新たな評価方法では、重点項目ごとに設定された取組に対して、アンケート項目及び調査項目ごとに評価を行う形式に変更しています。また、その下の自己評価の欄には現時点の課題や「令和 6 ～ 7 年度めざす守口の教育」で示してまいりました方策の進捗、その他の取組について記載をしております。改善点では、自己評価から今後重点的に取り組む内容を記載しております。

「学識経験者の意見」は重点項目ごとに掲載することとしております。なお、「図表及び注釈」がある場合は、重点項目の最後に掲載をしております。項目数についてですが、学校教育分野においては、基本方針 4 つに対して、重点項目が 11 項目、社会教育分野で、基本方針 1 つに対して重点項目が 1 項目となっております。

去る 7 月 25 日（金）に学識経験者の木村先生と林先生をお招きし、第 2 回点検評価検討委員会を行いました。

今後の予定としまして、学識経験者及び教育委員の皆様の意見を反映したものを 8 月の教育委員会定例会に諮り、御議決をいただければ完成となります。完成した報告書につきましては、9 月の守口市議会定例会に提出し、併せて図書館等各施設への設置及びホームページ等を通じて公表する予定でございます。期間が短く大変恐縮ではございますが、教育委員の皆様には、8 月 8 日（金）をめどにメールにて御意見等をいただき、最終案に反映させたいと考えております。

以上、誠に簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○田中教育長 ただいまの説明とスケジュール的なところもお話がありました。少しこれまでとスタイルも変えたところもございますので、どのような点からでも結構ですので、お気づきの点について何か御質問・御意見等がありましたら、お願いいたします。

○田中委員 様式変更等節目のような年になって、皆様で取り組んでいただいているんだと思いますし、また併せてこうして読ませていただくと、現場の先生たちも含めていろいろな取組を積み上げておられるなというのを、具体的に感じる事ができました。

ただ1点だけ気になる点があります。様式を変更していただいたんですけれども、それぞれの項目の中に重点項目の点検評価の中に自己評価というワードが2か所出てきておりますが、恐らくこれは異なった定義で使われていると思います。左側の列の2回目に出てくる自己評価のところは、個人的には自己評価というよりは、この取組の目標を達成するために右側のその自己評価はこの△や○や◎だけれども、達成するためにどういう取組をしたかということが書かれていると思いますので、そのところはもう一度精査していただいて整理をしていただけたらありがたいなと思うように思います。

○水野教育総務課長 御指摘いただきました自己評価、2つとも同じ表記ですと、誤解を与えるような形になり、分からないところが出てくるかと思います。一旦今の案なんですけれども、右上の令和6年度末時点というところの自己評価は、アンケートなどに基づいた先ほど基準を示させていただいた◎から×を記載するものとしてこのままにさせていただきますして、下の自己評価は、各取組の中で取り組んだ内容及び実績に対する評価だと、具体的に取り組んだことが書かれているんだということが分かるように、項目名の変更を考えようと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○田中委員 どうぞよろしくお願いいたします。

もう一点、これは中長期的に見た感想というふうには受け止めていただきたいんですが、右端にある自己評価がやはり△が非常に多いと、○とか◎に比べますと△が非常に多いと全体の直感的に見ての感想なんです。1つのアンケート項目を物差し目盛りとして使うということはとても有効だとは思いますが、それを引き寄せてやってみた結果、ちょっと△が多過ぎる。多過ぎると言ったら語弊があるかもしれませんが、その中には理想を非常に高く掲げてそれで△が出てきているということもあるかと思うんですけれども、中長期的に見てこの物差し、この目盛りでいいのかどうか、変更できるところがあるのかどうかということも並行してお考えいただけたらありがたいかなと思います。

○水野教育総務課長 そちらにつきましてなんですが、我々も事務局内でかなり悩みまして、と言いますのも「めざす守口」が教育大綱に合わせる形で初めて2年間、令和6、7年で設定されております。これまでですと単年度で目標を設定、それぞれに振り返りを行っていたんですけれども、今回の「めざす守口」で掲げた取組に対する目標と言いますのは、令和7年度末時点のものの目標設定をさせていただいたところなんです。なので、点検評価の時期が令和6年度の場合、2年間ですので中間という形になるんですけれども、中間の時点でこの令和7年度末の取組目標が達成していたら当然○だろうなと。じゃあその途中の段階で達成していないことが、果たして△なのか×なのかというところが非常に悩みました。ただ、やはり我々が今掲げた令和7年度末の目標に対して途中でであろうとも、ここの目標に対して未達成というところであれば、一定そこは線を引かなければならないということで8ページに示しております。あくまで◎と○は目標達成したかどうか、△と×については達成していないというふうに、まずは線を引く必要があるだろうなと、その上でやはり令和6年度は途中でありますので、令和5年度からの伸びと言いますか、昨年度と比較して向上しているのか、もしくは同等ぐらいにちょっと停滞はしているけどもやや向上にあるのかとか、そういったことを分析をしていく必要があるなというところで、この

△と×のところで差をつけさせていただいたというところでございます。内部のそういう議論がございまして、途中経過ではありますけれども、まずは目標を達成しているかどうか、これで大きく区切りをつけさせていただくという自己評価となっています。その線に合わせて、この全ての取組の評価というのはさせていただいたところでございます。以上です。

○田中委員　基準に関してはもうこれはこれでいくといたら変な言いかたなんですけれども、そのほうがとてもすっきりしているとは思いますが。ただ、本当にいろいろな要素が関連してくるのでなかなかすっきりとは整理できないと思うんですが、一方で先ほどの申し上げたことの繰り返しにはなるんですけれども、中長期的に見たときにやっぱり△が何年も続くというのは、現場の頑張っておられる先生とかいろいろな方々がこれを読まれたときに、乱反射するということも想定できるかと思いますので、目標そのものの文言をまた少し考えていただくということも必要かなとそのように感じた次第です。

○古川委員　田中委員が今おっしゃったことと重なるかと思うんですけど、例えば12ページの取組の②なんですけど、いろいろ判断や行動に不安を感じている教員がいた場合に、それが必ずしもマイナスとは限らなくて、だからその数字の意味も吟味していただけたらと思います。

○田中教育長　他に御意見・御質問等ございませんでしょうか。

私から1つ、先ほど水野課長から「めざす守口」の7年度末の目標に対する達成状況がここに評価されているというそういう説明がありました。8ページにそのことが書かれていまして、「評価基準について」とあるんですが、7年度に対する6年度の実績という文言がないので、そこは書いておいたほうが誤解を招かないのではないかなと思いましたので、よろしくお願いします。

他いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、これについては先ほど課長からありましたが、8月8日をめどに教育

総務課までメールで各委員の方々から御意見をいただきたいと思っておりますので、
よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項1「中学校等給食について」の説明をお願いします。

○浦畑保健給食課主任 それでは、報告事項1「中学校等給食について」、御説明
いたします。

本市では、中学校等の給食における全員喫食制の導入などに向け、令和7年3月に
「守口市立中学校等給食実施方針」を策定したところです。当該方針におけるスケジ
ュールでは、令和8年度からの実施に向け、令和7年度において、中学校のランチル
ーム等施設改修設計の実施、「デリバリー方式」による調理委託業者の選定などを予
定しておりました。本来であれば、令和7年6月中に、関連補正予算などを措置し、
順次事業に着手するところでしたが、現在「令和7年度守口市一般会計当初予算」が
いまだ成立しておらず、関連補正予算などの6月中の成立が見込めないこととなった
ことから、市長及び企画財政部との協議の結果、令和7年7月11日に市議会に提出
しました「令和7年度守口市一般会計補正予算（第4号）」への計上などは見送りま
した。

これに伴い、当該方針におけるスケジュールも見直す必要があり、特にランチル
ームの改修による学校運営への影響を考慮しまして、夏季長期休業中に施行するとすれ
ば、最大1年程度の遅れとなるところですが、全体スケジュールの詳細については、
現在検討中のため本日は取り急ぎ御報告させていただきたいと思えます。何とぞ、よ
ろしくお願いいたします。

○田中教育長 当初スケジュールで予定していた全員喫食の時期がずれ込む恐れが
あるということで、今報告をいただきました。

このことについて御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。よろしい
でしょうか。

では次に、報告事項２「教育長に対する辞職勧告決議案について」及び、報告事項３「情報公開請求に係る行政処分に関し法令遵守と是正を求める決議案について」の説明をお願いします。

○水野教育総務課長　それでは、報告事項２と３につきまして一括して説明をさせていただきます。報告事項２につきましては、５月の教育委員会定例会で最後にその他報告という形でさせていただいておりましたが、改めて決議書を基に御報告させていただきます。

それでは、議案書４５ページから４７ページを御参照ください。令和７年５月３０日に守口市議会に提出されました、決議案第２号「田中実教育長に対する辞職勧告決議案」が同日に賛成多数により可決されました。内容としましては、今議会において市スポーツ協会に対し、市補助金の還流等の不適正な実態など数多くの問題が指摘されている。また瀬野市長と同じ政党に所属する政治家が会長を務める市スポーツ協会に市が便宜を図っているのではないかと疑念が繰り返し生じている。これらの問題により議会審議が紛糾し、議会は会期延長を余儀なくされている状況、また市としては全容解明に向けた調査を進めてようとする途上にあつて、調査対象となっている市スポーツ協会の副理事長であったものを教育監に配置していたという事実が明らかとなった。議会の指摘を真摯に受け止めようとする姿勢や態度は一切見られない。このことにより市の体制にさらなる疑念を生じさせ、令和７年度予算審査に多大なる影響を及ぼしている。田中教育長は議会の指摘を意に介さず公正かつ中立であるべき、市の体制についての信用を失墜させるなど教育長として判断せざるを得ない。よって守口市議会は田中実教育長に対し、教育長の職を辞することを勧告するというものです。

続きまして、報告事項３です。議案書４８ページ４９ページになります。こちらは令和７年７月１６日に守口市議会に提出されました、決議案第３号、「情報公開請求に係る行政処分に関し法令遵守等是正を求める決議案」、こちらにつきましても同日に賛成多数により可決されました。経緯についてご説明させていただきます。

現在行われております、市民環境委員会で委員会に関わる文書を教育長が保有している情報があることから提示を求められています。その文書につきましては、情報公開請求もされており、教育委員会としては、非公開決定処分を行っております。根拠としましては、守口市情報公開条例第2条第2号に該当する公文書を保有していないこと、この情報公開条例の第2条第2号と言いますのが、公文書を定義する文言でございまして、公文書をこのように定義されております。実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものを言う。理由としましても、公開請求に係る文書は田中教育長が保有しているが、当該文書は組織的に用いるものでないことから守口市情報公開条例の適応を受ける公文書ではないためとしております。

このように先ほどの情報公開請求については、非公開決定処分を教育委員会として行っておるところです。その行政処分について市民環境委員会のほうで議論が行われ、教育委員会としましては公文書の定義は守口市情報公開条例において、先ほどのとおり実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものとされており、本件文書は教育長が個人的に取得し、私的な立場で保管していた文書で公文書の定義に当てはまらないと答弁をしております。議論の中では、決議書にありますように法制文書課が見解を示したことから市民環境委員会の委員から法制文書課による見解は大変重たいものとして、非公開決定処分を改めるよう意見が出されました。教育委員会としましては、本件処分は適正であると同委員会で回答させていただきましたところ、この7月16日の本会議で本決議書が提出され、議決されたという経緯となっております。簡単な説明ではございますが、以上です。

○田中教育長　ただいま2件報告がありました。このことについて何か御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようでございます。本日の日程は以上でございます。

それでは、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 1 9 分